平成25年5月14日

各　位

会　社　名　沖 縄 電 力 株 式 会 社
代 表 者 名　取締役社長　　大嶺　　満
（コード番号9511 東証第1部・福証）
問 合 せ 先　総務部法務室長　金城 忠樹
（ＴＥＬ．　098-877-2341）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年6月27日開催予定の第41回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

社外取締役及び社外監査役に有用な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨、定款第31条第２項及び定款第39条第２項の規定を新設するものであります。

なお、社外取締役との責任限定契約に関する規定（変更案第31条第２項）の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

２．定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成25年６月27日
定款変更の効力発生日	平成25年６月27日

以　上

【別 紙】

（下線は変更部分であります）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役の責任免除） 第31条　本会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。	（取締役の責任免除） 第31条　　（現行どおり）
（新　　設）	２　本会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第32条～第38条　　（条文省略）	第32条～第38条　（現行どおり）
（監査役の責任免除） 第39条　本会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。	（監査役の責任免除） 第39条　　（現行どおり）
（新　　設）	２　本会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第40条～第43条　　（条文省略）	第40条～第43条　（現行どおり）